

JFA U-12 サッカーリーグ 2026 青森県あすなろサッカーリーグ

実施要項

- 1 名 称 JFA U-12 サッカーリーグ 2026 青森県あすなろサッカーリーグ
- 2 主 催 一般社団法人青森県サッカー協会
- 3 主 管 一般社団法人青森県サッカー協会第4種委員会
青森市サッカー協会、特定非営利活動法人八戸市サッカー協会、弘前サッカー協会
特定非営利活動法人十和田市サッカー協会、むつ市サッカー協会、
五所川原サッカー協会、三沢市サッカー協会、七戸サッカー協会、
五戸サッカー協会、南部サッカー協会
- 4 期 日 2026年4月～11月
- 5 会 場 県内各グラウンド
- 6 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会(以下、「日本協会」という。)に「4種」の種別で加盟登録し、年間を通じて継続的に活動するチームであること。
 - (2) 参加選手は(1)のチームに所属し日本協会に登録されていること。
 - (3) 選手が本大会期間中に移籍をした場合、当該選手は移籍後から下記の登録変更期間まではリーグ内の異なるチームから出場することはできない。また、プロテクト選手の入れ替えも同じとする。
 - (4) 登録変更期間
 - ① 前期終了時点～後期開始まで
但し、トップリーグと3部リーグの節が合わない場合は
東西トップリーグの節の終了に合わせて3部リーグも同時に変更期間を設ける
 - (5) 各チームの登録選手は、選手証を持参しなければならない。ただし、写真添付により顔の認識ができるものであること。
※選手証とは、日本協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。
前期初戦前と後期初戦前に、大会本部にてチェックを受けること。
 - (6) チーム役員は「参加チーム」を掌握または指導する責任ある者であること。なお、ベンチ入りするチーム役員のうち、戦術的な指示やコーチングを行う者(監督・コーチ等)は、全員がサッカーD級コーチライセンス以上を有し、かつ、少なくとも1名はC級コーチライセンスを有すること。また、試合時においては、C級コーチライセンスを有するチーム役員が1名以上ベンチ入りすることが望ましい。
参加選手は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。参加選手はスポーツ傷害保険へ加入していること。
 - (7) 4月4日(土)に行われる4種保護者研修会へ参加していること。
 - (8) チームの経営母体が変わらず日本協会に新規及び継続登録でチーム名称を変更した場合は、継続したリーグ参加を認める。(第4種委員会で決定する。)
- 7 参加チーム
 - (1) 東西1・2部:各リーグ8チーム
 - (2) 東西3部:参加資格を満たしている参加希望チーム(2nd以降チームの参加も可と

- するが基本的に全日本 U12 サッカー大会へ出場することとする。)
- (3) 特例として全日本 U-12 に参加しない、上位リーグに昇格しない、という条件で合同チームの参加も認める。(ただし、人数不足など一定の条件がある場合【地区責任者、リーグ戦担当者へ相談】すること)

8 競技規則

大会実施年度の日本協会「8人制サッカー競技規則」による。

- (1) ピッチサイズ:縦 68m、横 50mを推奨する。
- (2) 競技者の数:登録 20 名以内、ベンチ入り 16 名以内
- (3) チームベンチに入ることができる役員の数:3 名以内(有資格者 3 名のうち C ライセンス以上が1名ベンチ入りすることが望ましい。
- (4) 競技者の用具
 - ① 本競技会に登録した正・副 2 組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - ② 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。
 - ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ④ 前項の場合、主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ⑤ トップリーグは GK のみ、3 部は全選手のビブスを着用してのプレーを可とするが審判、対戦相手と色彩がはっきりと区別できるものを着用する。
 - ⑥ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - ⑦ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 - ⑧ アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 - ⑨ 上記以外のユニフォームに関する事項は、日本協会「ユニフォーム規程」に則る。

9 競技方法

- (1) 1・2 部リーグ:2 回戦総当たりのリーグ戦(14 試合)
- (2) 3 部:前期、後期 1 回戦総当たりのリーグ戦(14~18 試合)
- (3) 3 部リーグ前期日程終了後、順位により振分け後期リーグを始める
- (4) 試合時間:40 分(前・後半 20 分)、ハーフタイムのインターバル 10 分。
- (5) 順位決定:勝点(勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝ち点合計が同じ場合は次の各項の順序にて順位を決定する。
 - ① 当該チーム同士の対戦成績
 - ② 得失点差
 - ③ 総得点
 - ④ 抽選
- (6) 審判員
 - ① 帯同審判員による 1 人制審判とする。(主審 1 名、補助審判 1 名。)
 - ② トップリーグの主審は 3 級以上とする。
 - ③ 3 部に関しては、3 級以上が望ましいが、4 級でも可とする。

- 10 昇格・降格
- (1) 1 部における下位 2 チームが 2 部に自動降格し、2 部における上位 2 チームが 1 部に昇格する。
 - (2) 2 部における下位 2 チームが 3 部に降格し、3 部における上位 2 チームが 2 部に昇格する。
 - (3) チームが昇格を辞退した場合は次点チームが昇格権利を得る。
 - (4) 1 部及び 2 部所属チームの 2nd 以降のチームは直下のリーグまで昇格できる。
- 11 懲罰
- (1) 一般社団法人青森県サッカー協会(以下、「本協会」という。)規律・裁定委員会規則第7条に基づき、JFA U-12 サッカーリーグ 2026 青森県あすなろサッカーリーグに大会規律委員会を設置し、本協会規律・裁定委員会は、日本協会の懲罰規程第3条(以下、「懲罰規程」という。)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第 25 条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
 - (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び 1 試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
 - (3) 本大会期間中、警告を 3 回受けた選手、ベンチ入りしたチーム役員(監督・コーチ等)は自動的に次の 1 試合に出場できない。
 - (4) 本大会に於いて退場を命じられた選手、ベンチ入りしたチーム役員(監督・コーチ等)は自動的に次の 1 試合に出場できず、以降の処置については本協会規律・裁定委員会にて決定する。
- 12 閉会式
- 閉会式(表彰式)は上位チームを対象に行う。
- 13 その他
- (1) リーグ戦出場チームが決定した時点で、事務局を決定する。
 - (2) 代表者会議を前期及び後期開始前に実施する。
 - (3) 会場責任者は、試合翌日までに試合結果を事務局へ報告すること。
 - (4) 本リーグの順位に従い、2026 年度 JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会青森県大会のシード権が与えられる。
 - (5) 本実施要項に規定されていない事項については、県協会第 4 種委員会で協議の上決定する。